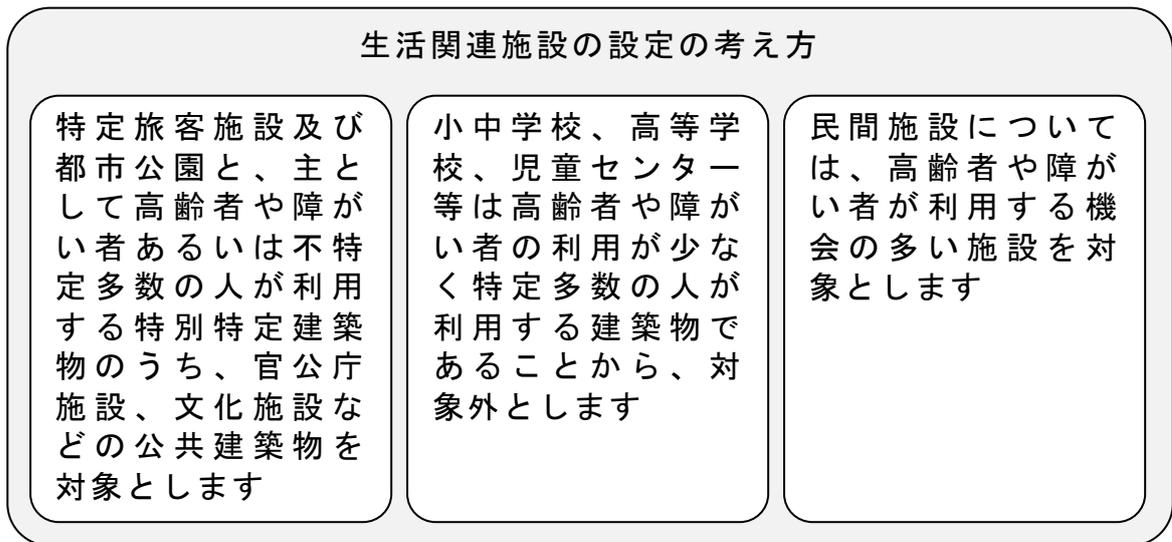


6. 生活関連施設と生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定の考え方

バリアフリー新法では、生活関連施設を「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義するとともに、特定旅客施設を含めて定める、としています。

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障がい者等が利用する官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多岐にわたる施設が想定されることから、本地区内における生活関連施設は、当面は重点的に取り組むべき施設とし、次の考え方にに基づき設定します。



(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設の設定の考え方にに基づき、次のとおり生活関連施設を設定します。

表 生活関連施設

特定旅客施設		亀山駅	
都市公園		亀山公園	
特別特定建築物	延べ床面積 2,000㎡以上	官公庁施設 文化施設 など	亀山市役所 亀山市文化会館 亀山市立医療センター 総合保健福祉センター「あいあい」
	延べ床面積 2,000㎡未満	民間施設	エコー
		官公庁施設 文化施設 など	亀山市歴史博物館 亀山市立図書館 青少年研修センター 社会福祉センター
延べ床面積2,000㎡未満の民間施設		亀山郵便局	

(3) 生活関連経路の設定の考え方

バリアフリー新法では、生活関連経路を「生活関連施設相互間の経路」と定義しており、この考え方をふまえ、本市における生活関連経路は、次の考え方に基づき設定します。

① 対象とする生活関連経路

対象とする生活関連経路は、生活関連施設間を結ぶ経路とします。

② 生活関連経路の範囲

生活関連経路の範囲は次のとおりとします。

- 重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ経路を、必ず1経路確保します。
- 各重点整備地区間の移動は、通常徒歩による移動が困難と想定されるため、市内循環バス（さわやか号）を利用する移動を前提とします。
このため、今後更新時期にバリアフリー対応バスを導入するなど、機能の充実を図ります。

③ 道路の選択条件

道路の選択条件は、次のとおりとします。

- 歩道の有効幅員が2m以上で、かつ縦断勾配が原則8%以下の道路区間とします。
ただし、歩行者の交通量が多くない道路において、幅員2mを確保することが困難な場合は幅員1.5m以上とすることができるとします。
- また、現状の歩道の有効幅員が2m未満でも、都市計画道路として2m以上の歩道幅員が確保できることが想定される道路は対象とします。
- 目標年次（平成22年）までに移動等円滑化基準を満足できる経路、目標年次以降も長期的に取り組むを行う経路を区分し設定します。
- なお、以上の条件を満たさない道路であっても、多くの利用が想定される経路も対象に含めます。

(4) 生活関連経路の設定

生活関連経路の設定の考え方にに基づき、次のとおり生活関連経路を設定します。

表 生活関連経路

路線		区間
県道	県道28号亀山白山線	東御幸町交差点～穴淵交差点（旧国道1号） 東御幸町交差点～市道御幸線
	県道302号亀山停車場石水溪線	市道西丸落針線～亀山市役所前
	県道647号白木西町線	市道西丸落針線～亀山公園入口
市道	東丸停車場線	亀山駅～市道御幸線
	御幸線	市道東丸停車場線～穴淵交差点
	西丸落針線	県道亀山停車場石水溪線～県道白木西町線
	亀田小川線	総合保健福祉センター「あいあい」・医療センター前

7. バリアフリー化のために実施すべき特定事業等

それぞれ目標年次を定めて整備を実施しますが、詳細調査や関係機関・地元関係者等との協議、財政状況により、事業内容及びスケジュールに変更が生じることがあります。

整備種類 ■■■■ 事業の実施 ■■■■ 導入の検討

(1) 公共交通特定事業・その他の事業

特定旅客施設等

整備箇所	内容	事業番号／特定事業名	事業者	短期 H22 年度 まで	中期 H23 年度 ～H25 年度	長期 H26 年度 以降	備考
亀山駅	エレベーターの設置	1-1 公共交通	国 亀山市 JR東海	■■■■			
	点字ブロックの設置及び改修	1-2 公共交通		■■■■			
	多機能トイレの設置	1-3 公共交通		■■■■			
	触知案内板の設置	1-4 公共交通		■■■■			
亀山駅前広場 (1-5)	JR東海との協議の上、亀山市が事業主体となって、中長期的に歩道の段差改良などのバリアフリー化を進めていきます。						

図 エレベーター・触知案内板の設置例



資料：UD のまちづくり施設整備事例集（三重県）

(2) 道路特定事業・交通安全特定事業・その他の事業

県道

路線	整備箇所	内容	事業番号/ 特定事業名	事業者	短期 H22 年度 まで	中期 H23 年度 ～H25 年度	長期 H26 年度 以降	備考
県道 28号 亀山白 山線 (旧国 道1号)	北側（エコ ー側）歩道	ゆとりある歩行 者空間の確保	3-1	三重県	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
		歩道の勾配や段 差の解消など移 動しやすい歩道 の整備	3-2	三重県	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			現状の歩道幅 員での実施
		点字ブロックの 設置	3-3	三重県	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			現状の歩道幅 員での実施
		歩道上の障害 物・電柱等の移 設	3-4	三重県 占有者	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			道路の整備に 合わせて、可能 なものから、順 次移設
	南側（文化 会館側）歩 道	ゆとりある歩行 者空間の確保	3-5	三重県	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
		歩道の勾配や段 差の解消など移 動しやすい歩道 の整備	3-6	三重県	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	現状の歩道幅 員での実施
		点字ブロックの 設置	3-7	三重県	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	現状の歩道幅 員での実施
		歩道上の障害 物・電柱等の移 設	3-8	三重県 占有者	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			道路の整備に 合わせて、可能 なものから、順 次移設
	亀山市文化 会館北交差 点（御幸コ ミュニティセ ンター前）	音声誘導付信号 の設置	3-9	警察	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
	穴淵交差点 （エコー 前）	音声誘導付信号 の設置	3-10	警察	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			

図 歩道の整備例

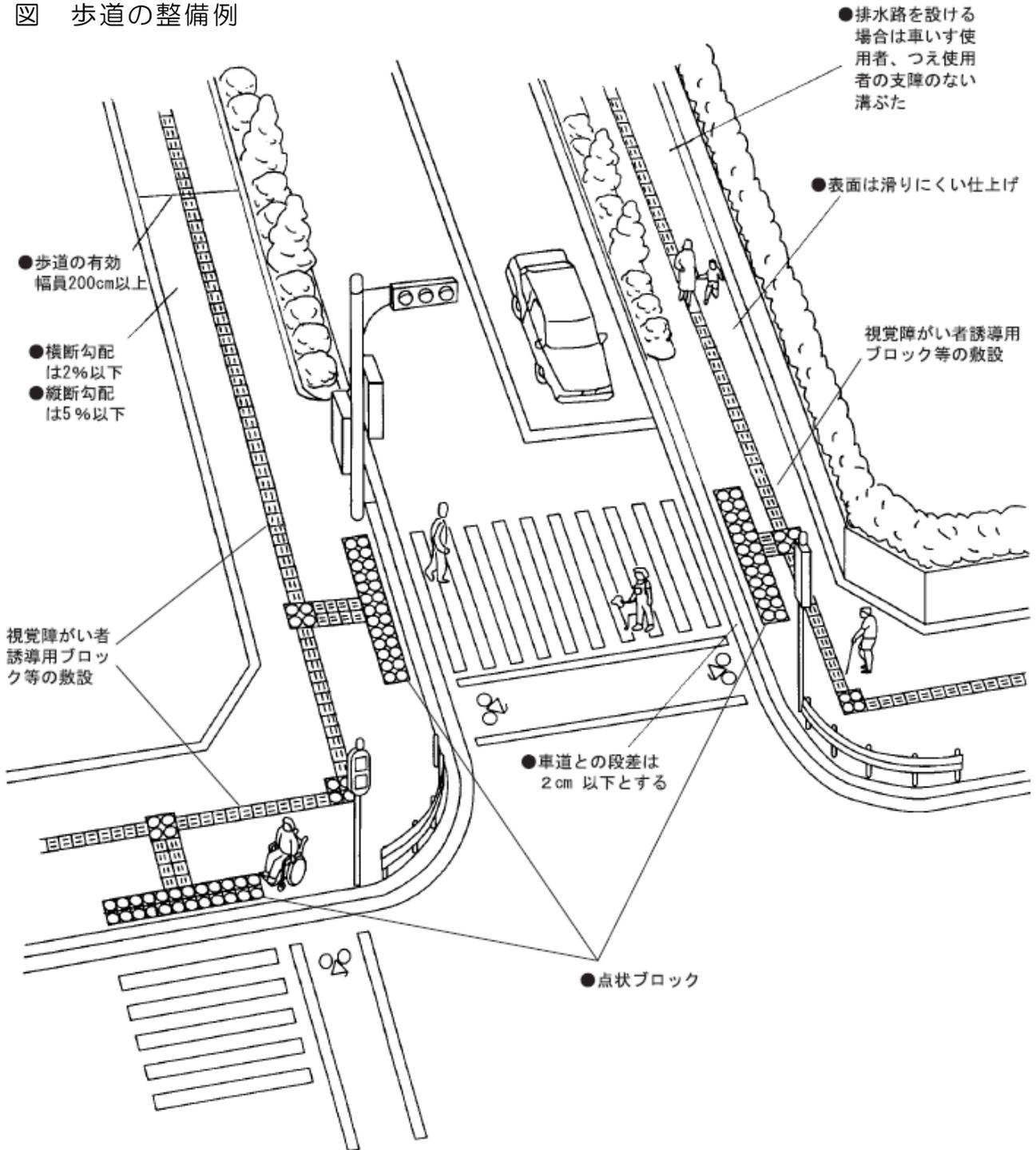
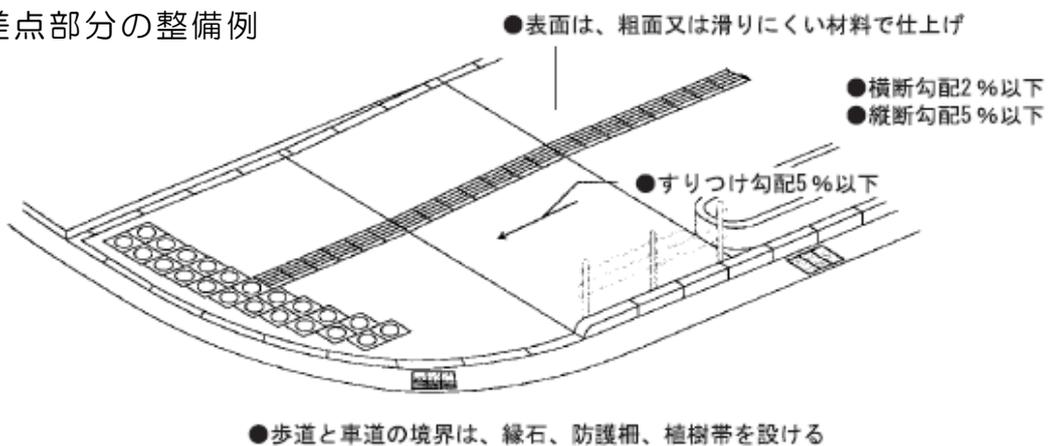


図 交差点部分の整備例



資料:UDのまちづくり施設整備マニュアル(三重県)

施設	整備箇所	内容	事業 番号/ 特定 事業名	事業者	短期 H22 年度 まで	中期 H23 年度 ～H25 年度	長期 H26 年度 以降	備考
亀山市 役所	障がい者用 駐車場	舗装面の改善	13-1 建築物	亀山市		■		フラットにし、表 示書替
		屋根の設置（玄 関まで）	13-2 建築物			■ ■ ■	■	
		台数増加の検討	13-3		済			平成20年度に 思いやり駐車場 1区画を増設済
	一般駐車場	1台分の駐車ス ペースの拡大	13-4 建築物			■ ■ ■	■	
	アプローチ （歩道側）	スロープの設置	13-5 建築物			■ ■ ■	■	
		点字ブロックの 設置	13-6 建築物		■			併せて手すりを 設置
	アプローチ （既存スロ ープ）	使いやすい高さ の手すりの設置	13-7 建築物		■			二段形式の手 すりに交換
	西玄関	スロープの設置	13-8 建築物			■ ■ ■	■	
		自動ドア（内 側）設置	13-9 建築物			■ ■ ■	■	
	エレベータ ー	西玄関側に表示	13-10 建築物		■			正面玄関にエレ ベーターがある ことを表示
	トイレ	ブース内の改良	13-11 建築物		■			フック、和式トイ レへ手すりを設 置
		トイレ入口段差 解消	13-12 建築物		■ ■ ■	■		1階男子トイレは 解消済
		トイレ内に荷物 置きを設置	13-13 建築物		■			
	廊下・階段	点字ブロックの 改修	13-14 建築物		■			1階は改修済。 2,3階の既存ブ ロックの改修と 未設置箇所へ の設置
		障害物の除去	13-15		済			除去されてお り、今後、置か ないよう注視が 必要
		手すりの設置	13-16 建築物		■ ■ ■	■		電話交換機室 前からの階段に 設置

施設	整備箇所	内容	事業番号／ 特定 事業名	事業者	短期 H22 年度 まで	中期 H23 年度 ～H25 年度	長期 H26 年度 以降	備考	
市立図書館	障がい者用 駐車場	駐車スペースへの 屋根の設置(玄関 まで)	16-1 建築物	亀山市	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			動線整備とあわせて 検討	
	アプローチ	玄関までの点字 ブロックの整備	16-2 建築物		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				
		スロープに手す りの設置	16-3 建築物		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				
	トイレ	障がい者用トイ レの改修	16-4 建築物		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				
歴史博物館	アプローチ	スロープ、階段 に手すりの設置	17-1 建築物	亀山市	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				
		階段、スロープ に点字ブロック の設置	17-2 建築物		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				
		階段に滑り止め の設置	17-3 建築物		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				
総合保健福祉 センター「あい あい」	障がい者用 駐車場	駐車スペースへの 屋根の設置(位 置の再考含む)	18-1 建築物	亀山市	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
	バス停	点字ブロックの 設置	18-2 建築物		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				
	アプローチ	敷地内の点字ブ ロックと歩道と の接続	18-3 建築物		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				
	玄関	点字ブロック設 置済み部分の改 修(色の変更)	18-4 建築物		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				
	廊下・階段	点字ブロックの 設置(2つの玄関 からつなげる、 温泉側の玄関か ら階段への誘 導、一部改修)	18-5 建築物		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				
	案内・サイ ン	電話機表示サイ ンの設置	18-6 建築物		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				
		トイレ表示サイ ンの見直し	18-7 建築物		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				

図 階段・スロープの整備例

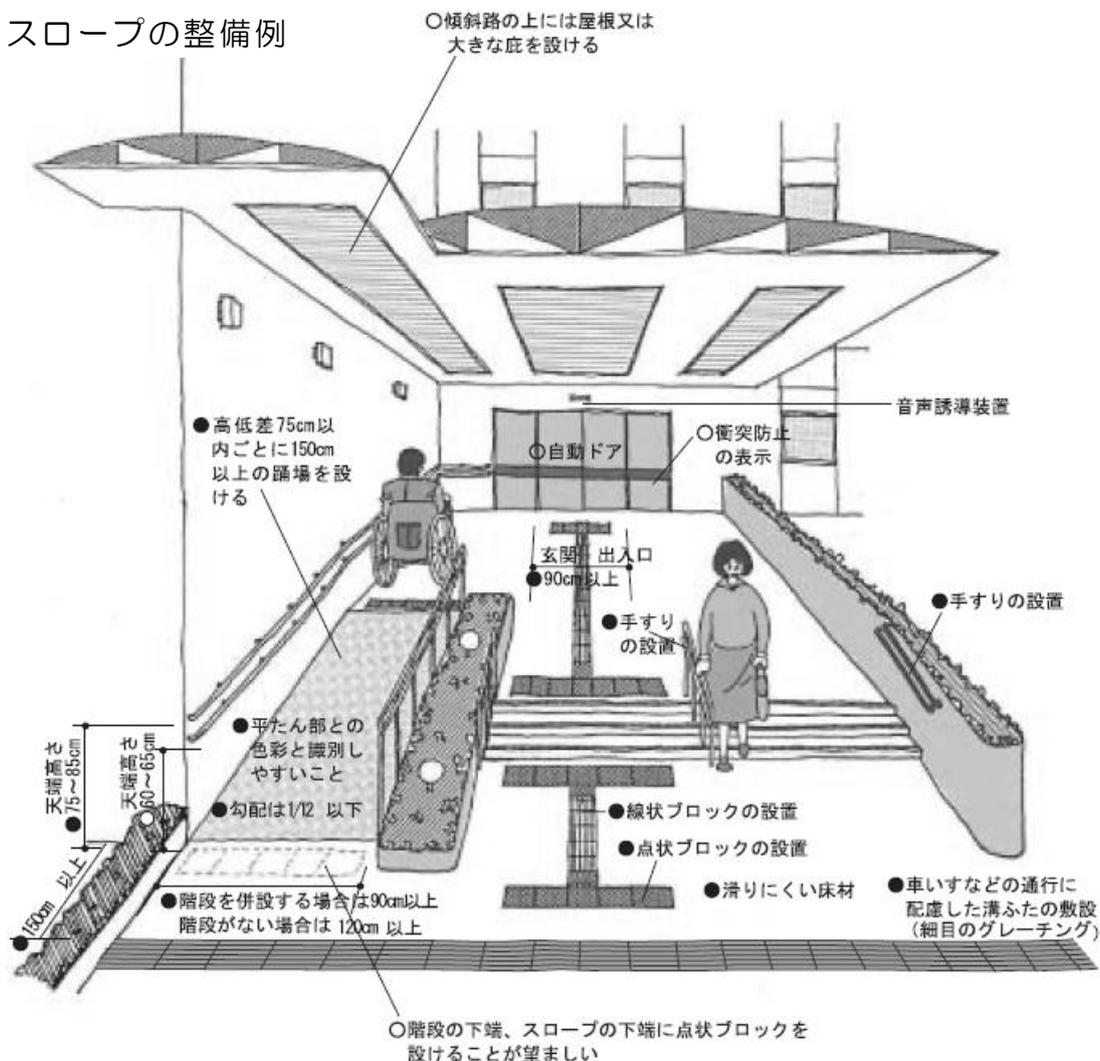
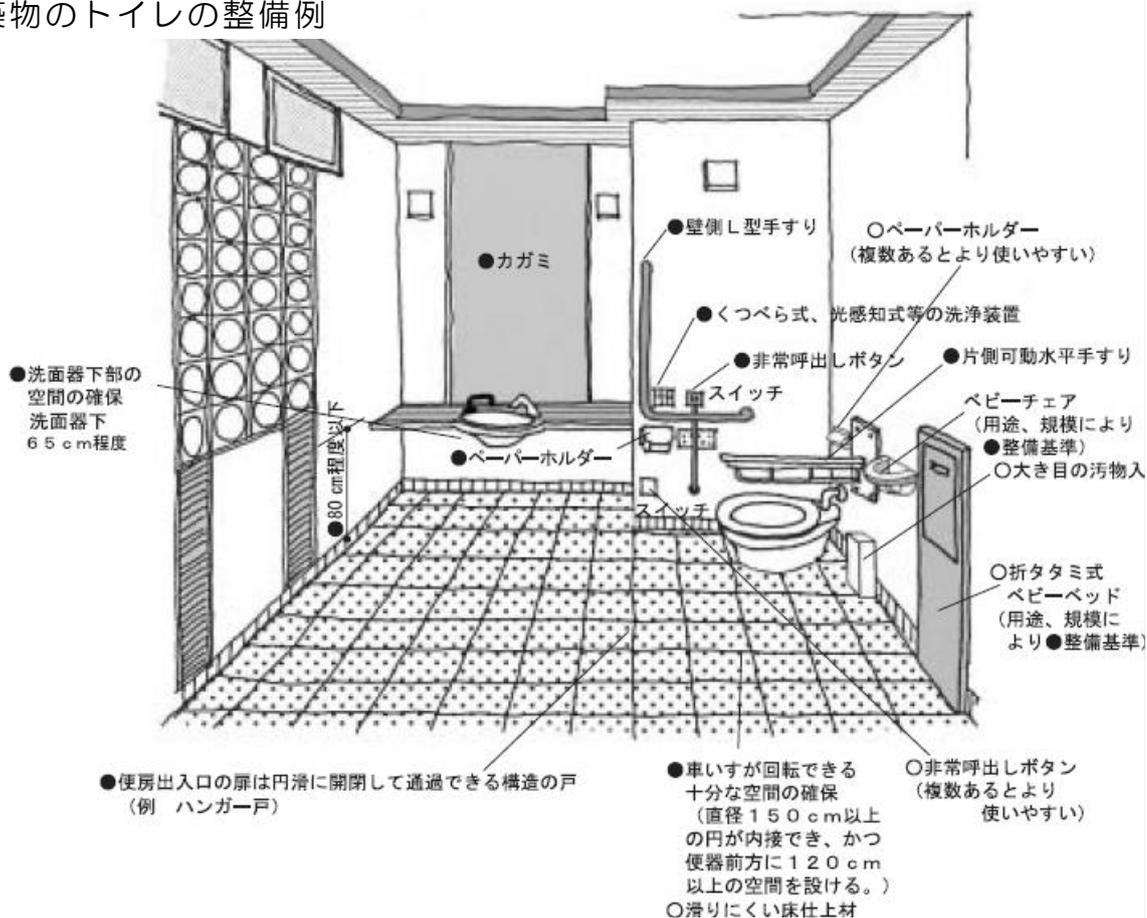


図 建築物のトイレの整備例

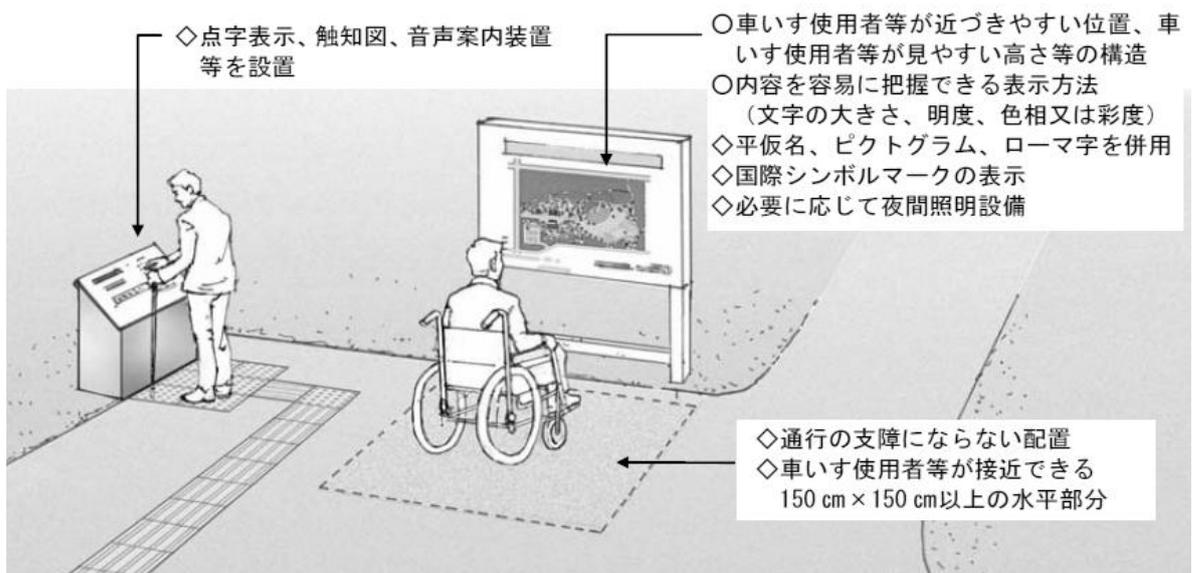


資料:UDのまちづくり施設整備マニュアル(三重県)

(5) その他の事業

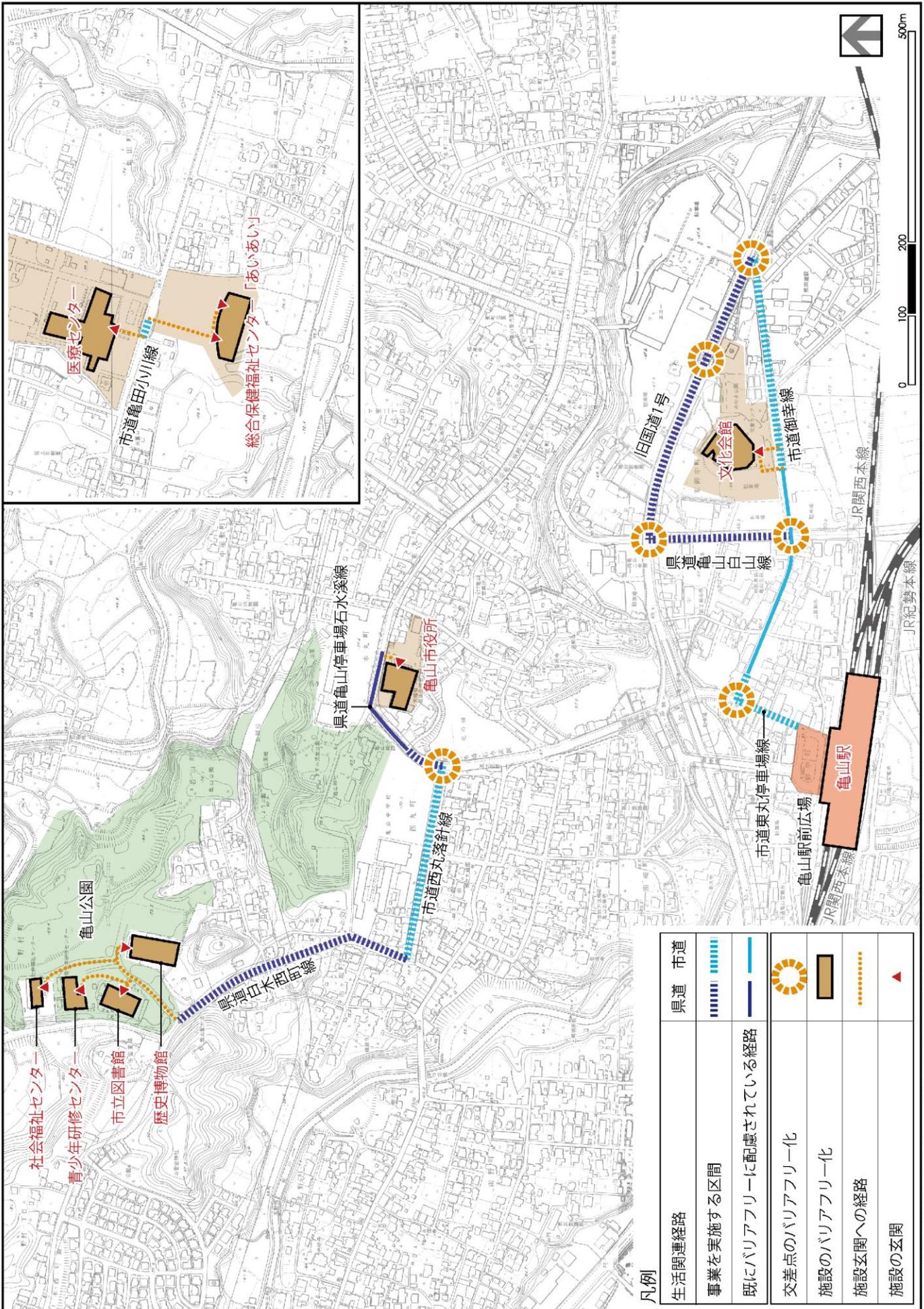
事業内容	内容	短期 H22 年度 まで	中期 H23 年度 ～H25 年度	長期 H26 年度 以降	備考
バリアフリーの啓発 (20-1)	市の広報やホームページ、ケーブルテレビ等を通じて、心のバリアフリーの推進など、バリアフリーに関する啓発活動を行います。	■	■	■	
バリアフリーマップの作成 (20-2)	高齢者や障がい者が安心して安全に移動できる経路や利用できる施設等を、わかりやすく伝えるためのマップやサインを作成・整備します。	■	■	■	事業の進捗に合わせて、車椅子で移動可能な経路を案内するマップを作成
一体的な誘導サインの整備 (20-3)		■	■	■	

図 バリアフリーに対応した案内板の設置例



資料：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(国土交通省)

□ バリアフリー化のための事業の実施箇所



※短期の目標年次である平成22年度までに移動等円滑化基準を満足できる経路は市道御幸線は市道御幸線の文化会館より西側の区間です。

8. バリアフリー化の実現に向けた取り組み

本構想を今後効果的に推進していくためには、各事業の調整をはじめ、高齢者や障がい者、地域住民の方などの多様な視点で検証していくことが重要となります。このため、次のような取り組みを行い、継続的にバリアフリー化の実現をめざします。

(1) 心のバリアフリーの推進

本構想の推進に向けては、施設の整備だけではなく、違法駐車や放置自転車などを行わない、移動空間に看板をはみ出さない、点字ブロックの上に物を置かないなど、マナーの向上のための取り組みが重要です。

このため、高齢者や障がい者等の立場にたった配慮ができるよう、福祉やバリアフリーに対する理解或いは関心を高めるための情報提供や、啓発活動を推進していきます。

【情報提供や啓発活動の例】

- 市の広報やホームページの活用
- 学校教育の一環としてのユニバーサルデザイン等の福祉学習の実施
- 生涯教育の一環として、地域での子どもによるまち歩き体験会の実施
- 企業の社会貢献としての啓発活動の場づくり
- 市内NPO法人やボランティアグループによるバリアフリーについての活動 など

(2) 市民や地域、事業者、行政の協働による推進

① バリアフリー構想の継続的な推進

本構想の実現に向けては、事業完了後も、市民や地域、事業者等の参加により検証を行い、さらに改善していく段階的・継続的な取り組み（スパイラルアップ）が重要となります。

このため、事業の実施状況をふまえ、必要に応じて実施した事業のフォローアップを行うとともに、継続的に本構想を評価し、見直ししていくよう努めます。

【段階的・継続的な取り組みの例】

- 各事業の進捗状況や事業結果の報告、協議などを行う場の設置
- 構想の進捗状況等を市民に公表する環境の整備
- 構想対象外地区におけるバリアフリー化の取組状況の公表など

② 事業化段階での住民参画の場づくり

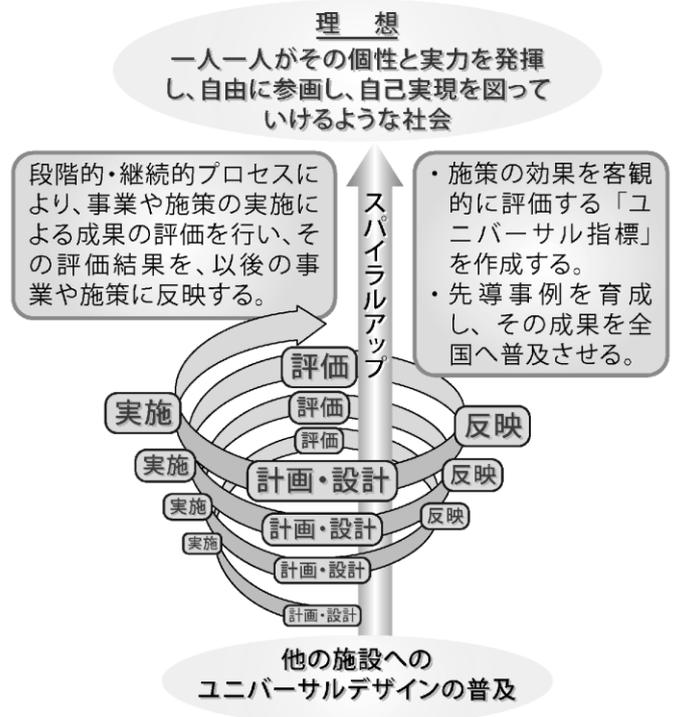
住民参画の手法については、構想策定時に加え、事業化段階においても、取り入れていくことが重要です。

このため、必要に応じて事業化段階で、高齢者や障がい者、地域住民等との意見交換の場を設けるなど、よりきめの細かい事業推進に努めます。

【事業化段階での住民参画の例】

- 公共事業の事業化段階における高齢者や障がい者、地域住民等を対象としたワークショップや意見交換会の開催
- 住民の声を反映するための関係部局や事業者等との連携体制づくりなど

段階的・継続的な取組



(3) 総合的なバリアフリー化の推進

本構想策定にあたっては、亀山市交通バリアフリー構想策定協議会での協議に加え、市民ヒアリング調査や現地の点検調査などの市民参画を経っていますが、本市特有の地形的条件などから、構想に盛りこむことが難しい内容もあり、提示された全ての指摘事項に対し対応方策を定めるに至っていません。

そこで、高齢者や障がい者等だれもが、安心・安全かつ快適に移動でき、自立した社会生活ができる美しいまちを創りあげるためには、本構想を第1段階として積極的な事業推進を図るとともに、継続的にバリアフリー化を図っていくためのスパイラルアップという考え方に基づき、市民や地域、事業者等との協働により、次の事項に留意し、中長期的・総合的に取り組んでいきます。

【留意すべき事項の例】

○地域まちづくりとの連携

(例えば)

- ・ 中心的市街地における商業活性化の取組との連携
- ・ 景観や歴史まちづくりに関するまちづくりの取組との連携
- ・ 自治会活動との連携 など

○関係部局との連携

(例えば)

- ・ 中心的市街地における商業振興部局との連携
- ・ 美しさの連続性に配慮した景観行政との連携
- ・ 悠久の歴史との調和に配慮した文化行政との連携
- ・ 生活関連経路や生活関連施設整備における都市計画事業との連携
- ・ 高齢者や障がい者への支援など福祉部局との連携 など

○心のバリアフリーとの連携

(例えば)

- ・ 学校教育との連携
- ・ 企業やNPO法人などとの連携 など